資料２

第９期介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）
介護保険料について

介護保険料は、介護保険法に基づき３年ごとの見直しが定められている介護保険事業計画により、新たな計画期間中の介護サービス等の必要量及びご負担していただく、65 歳以上の第 1 号被保険者の人数を推計し算出しております。

「富谷市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」では、令和６年度から令和８年度までの３年間の第１号被保険者における介護保険料を算出しました。

１． 第１号被保険者数等の推移及び推計

（１）総人口及び 65 歳以上の推計方法

本市の総人口及び 65 歳以上の人口については、令和５年９月末現在の住民基本台帳を基本に、「富谷市総合計画」及び「第 2 次富谷市地方創生総合戦略・人口ビジョン」の公表値や、国立社会保障・人口問題研究所における令和２年度公表データ等による令和 22（2040）年までの推計値を参考として独自に算出しました。

（２）認定者数の推計方法

認定者数については、将来的な高齢化を見据えて出現率(介護保険認定者の割合)が徐々に高まっていくものとして推計しております。

【毎年９月末時点の総人口・第１号被保険者数・認定者数の推移、推計】

（単位：人・％）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
総人口	52,401	52,315	52,268	52,949	53,398	53,644
１号被保険者	11,294	11,567	11,773	12,261	12,537	12,759
高齢化率	21.6	22.1	22.5	23.1	23.5	23.8
第 8 期計画値	21.3	21.7	22.1			
認定者数	1,552	1,622	1,727	1,796	1,886	1,990
1 号被保険者	1,507	1,580	1,689	1,757	1,847	1,949
2 号被保険者	45	42	38	39	39	41
出現率	13.3	13.7	14.3	14.3	14.7	15.3
第 8 期計画値	13.3	13.3	13.4			

※出現率は 1 号被保険者の出現割合《(認定者－2 号認定者）÷1 号被保険者数)》

２．年間介護給付費等の推移・推計について

令和３年度から令和４年度は実績値、令和５年度は見込値となっております。

令和６年度から令和８年度の介護給付費等については、令和５年度までの実績見込みと認定者数の増加を踏まえ、厚生労働省「見える化システム」により推計しました。

（単位：千円）

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居　宅	計　画　値	1,035,695	1,111,354	1,187,529			
	実　　　績	943,105	973,918	1,053,079	1,172,191	1,243,389	1,318,344
	執　行　率	91.1	87.6	88.7			
地域密着	計　画　値	378,168	394,808	412,904			
	実　　　績	347,342	340,197	357,749	407,382	449,537	471,724
	執　行　率	91.8	86.2	86.6			
施　設	計　画　値	924,237	973,591	1,022,479			
	実　　　績	916,760	922,592	952,792	1,027,352	1,071,490	1,114,322
	執　行　率	99.2	94.8	93.2			
その他	計　画　値	304,081	301,549	306,545			
	実　　　績	287,106	277,245	291,460	306,966	319,960	335,465
	執　行　率	94.4	91.9	95.1			
小　計（Ａ）	計　画　値	2,642,181	2,781,302	2,929,457			
	実　　　績	2,494,313	2,513,952	2,655,080	2,913,891	3,084,376	3,239,855
	執　行　率	94.4	90.4	90.6			
地域支援事業費等（Ｂ）	計　画　値	172,941	174,894	177,130			
	実　　　績	163,284	169,925	180,794	191,966	198,200	205,063
	執　行　率	94.4	97.2	102.1			
合　計（Ａ＋Ｂ）	計　画　値	2,815,122	2,956,196	3,106,587			
	実　　　績	2,657,597	2,683,877	2,835,874	3,105,857	3,282,576	3,444,918
	執　行　率	94.4	90.8	91.3			
	前　年　比（実績値）		101.0	105.7	109.6	105.7	105.0

（第7期→第8期　1.18倍）

第８期介護給付費等実績額（R5年度は見込額）	8,177,348千円
	↓　1.21倍
第９期介護給付費等見込額	9,833,351千円

〇サービス利用料の増加要因

①高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増

②介護報酬改定１．５９％の増

③新規事業所の開設等による介護給付費の増

3．保険料の算定について

【フローチャート（流れ）図】

40歳以上の人口推計
・40～64歳　第2号被保険者
・65歳以上　第1号被保険者
要介護認定者等の推計

介護保険サービス量の推計

介護保険総費用額の算定

保険給付費の総額推計
（＝総費用－サービス利用者の自己負担分）

※自己負担は、次のとおりとなる
3割⇔　本人の合計所得220万円以上等
2割⇔　本人の合計所得160万円以上等
1割⇔　上記以外の人と第2号被保険者全員

負担の原則

50%は保険料
・第1号被保険者 23%
・第2号被保険者 27%

50%は公費
・国 25%（施設等は 20%）
（うち調整交付金 5%）
・県 12.5%（施設等は 17.5%）
・市 12.5%

介護保険財源内訳（イメージ）

富谷市は第1号被保険者が負担
（国の調整交付金0%）

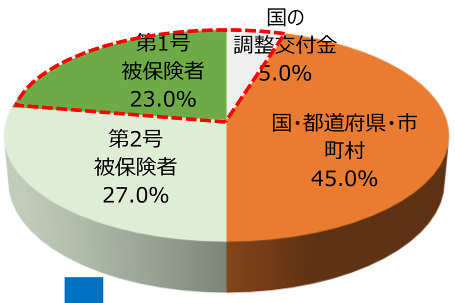

保険料への影響要素則

・保険料負担割合
・予定保険料徴収率
・調整交付金交付割合
・所得段階層保険料
・準備基金取崩額
・介護施設等整備

第1号被保険者の保険料基準月額
（令和6～8年度第1号保険料）

月額保険料の算出方法の流れ

【R6.2.1 現在】

第9期保険給付総額
9,833,351千円

2,753,338千円

第1号被保険者負担 28%
（23%+調整交付金分）

第9期第1号被保険者
37,557人

総額 2,753,338千円÷第1号被保険者 37,557人＝ 73,311円･･･年間保険料

73,311円÷12（ケ月）＝ 6,109円･･･保険料基準月

4．富谷市介護保険料の算定内訳（月額保険料基準額【標準乗率1.0】）

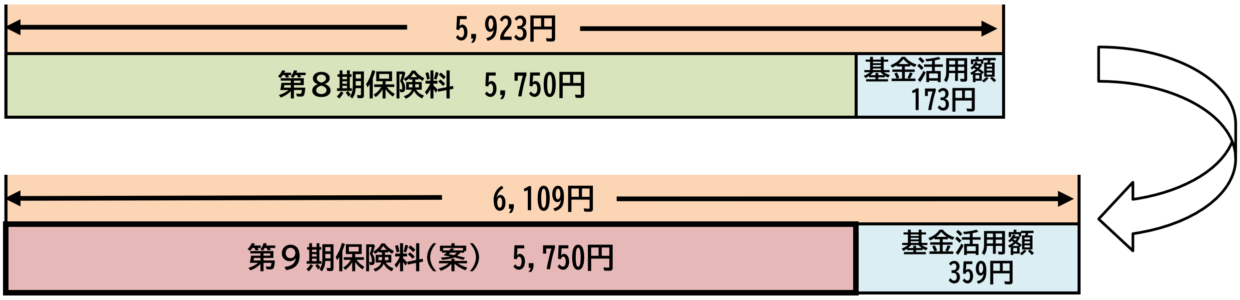

5．第７期事業計画、第８期事業計画値との比較

【比較表】

区分	第７期事業計画 平成30年度～令和2年度 （A）	B／A	第８期事業計画 令和3年度～令和5年度 （B）	C／B	第９期事業計画 令和6年度～令和8年度 （C）
給付総額 （サービスの利用）	8,563百万円	1.04	8,878百万円	1.11	9,833百万円
第１号被保険者数 （保険料負担者）	32,093人	1.08	34,806人	1.08	37,557人
被保険者1人あたり 保険給付費	251千円	0.96	240千円	1.03	246千円
被保険者1人あたり 地域支援事業費	15千円	1.00	15千円	1.07	16千円
第1号保険料の基準月額	5,750円	1.00	5,750円	1.00	5,750円

6．準備基金活用額と月額保険料

期別	月額保険料 （基金活用前）	基金活用額	月額保険料 （基金活用後）
第8期計画	5,923円	約7千万円	5,750円
第9期計画（案）	6,109円	約1億6千万円	5,750円
増　減	186円	約9千万円	0円

基金現在高 （R6.1月末）
707,552,170円

○介護保険料（１ケ月あたり基準額）の推移

	第1期(H12～14)	第2期(H15～17)	第3期(H18～20)	第4期(H21～23)
富谷市	2,226円	3,275円	4,096円	4,298円
宮城県(平均)	2,697円	3,007円	3,648円	3,999円
	第5期(H24～26)	第6期(H27～29)	第7期(H30～R2)	第8期(R3～R5)
富谷市	4,826円	5,590円	5,750円	5,750円
宮城県(平均)	4,896円	5,451円	5,799円	5,939円

7.　富谷市介護保険料の所得段階

（1）国における所得段階の見直し

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1 号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の 9 段階から 13 段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとなっております。

＜現行制度（令和 5 年度まで）＞※標準段階 9 段階（富谷市 12 段階）

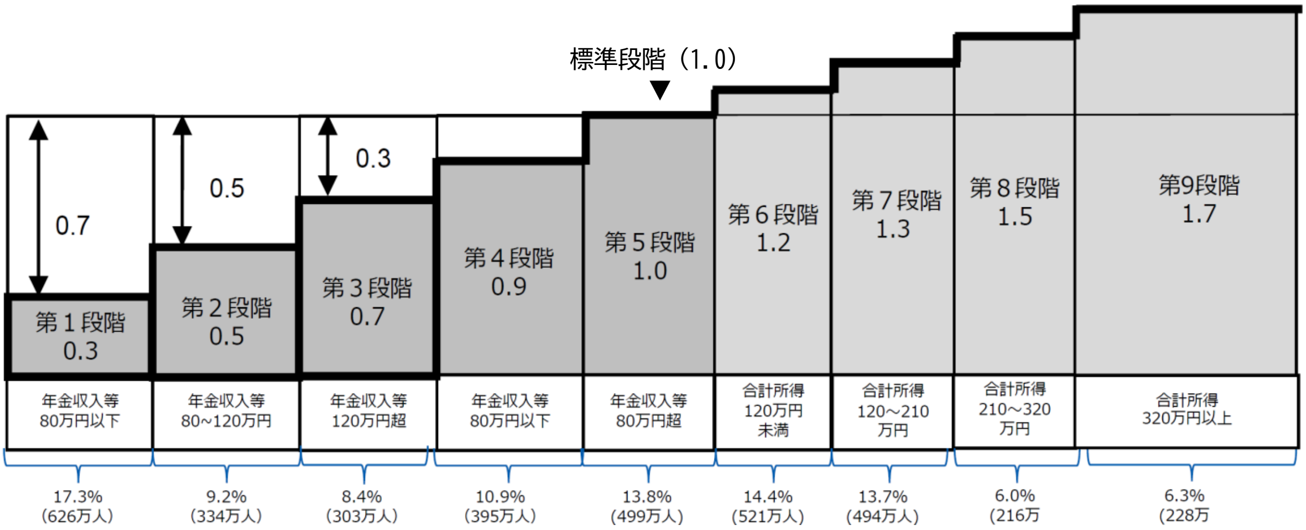

＜見直し後（令和 6 年度以降）＞※標準段階 13 段階（富谷市案 14 段階）

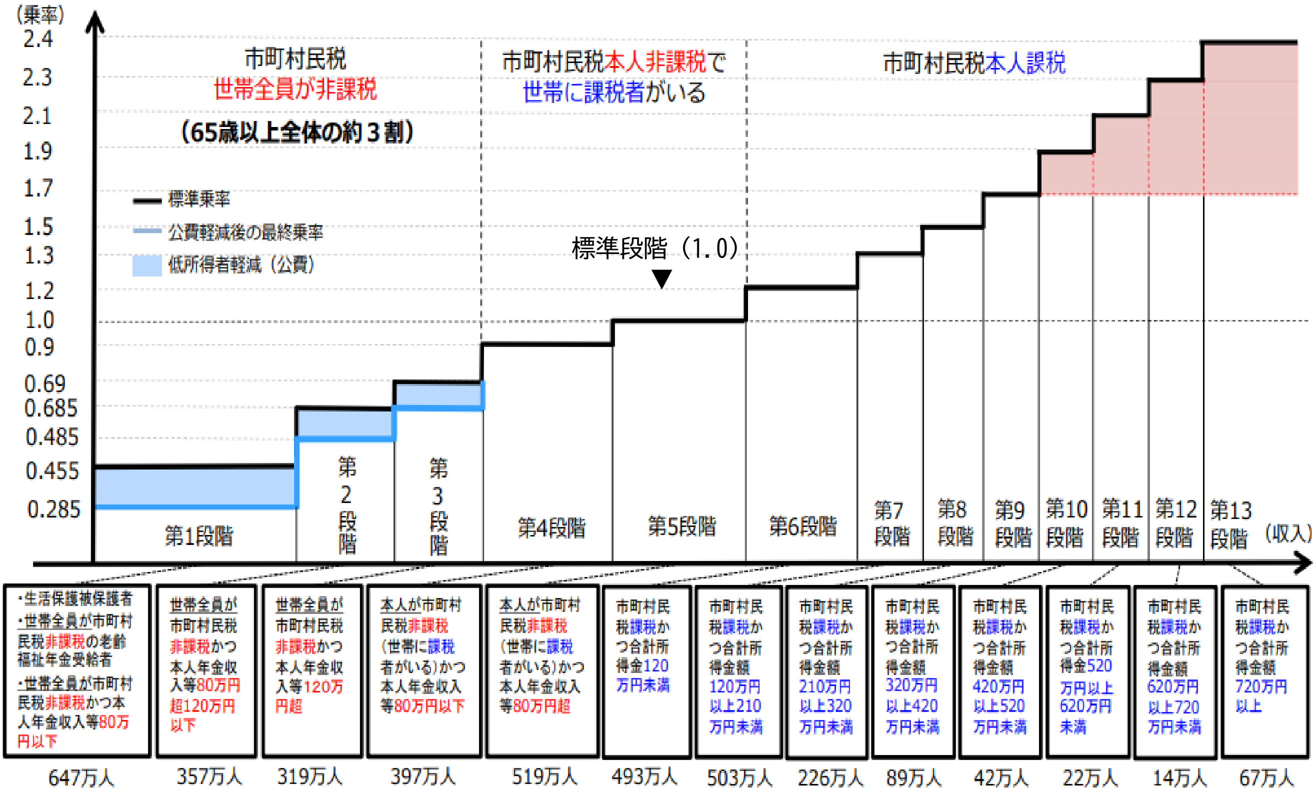

資料：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会第 110 回（令和 5 年 12 月 22 日）」

（２）富谷市における第１号保険者の保険料と所得段階

国における所得段階の見直しを踏まえ、本市においても、所得段階の見直しを図り、14段階制を予定してます。

【第９期計画所得段階別保険料額案】（R6.2.1 現在）

区分	国		富谷市				
	段階	乗率	段階	対象になる方	乗率	月額保険料(円)	年額保険料(円)
基準額より軽減される方	第１段階	0.455	第１段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方。世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	1,638	19,700
	第２段階	0.685	第２段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.65 (0.40)	2,300	27,600
	第３段階	0.69	第３段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.69 (0.685)	3,939	47,300
	第４段階	0.90	第４段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	4,888	58,700
基準額	第５段階	1.00	第５段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	5,750	69,000
基準額より増額される方	第６段階	1.20	第６段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,900	82,800
	第７段階	1.30	第７段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	7,475	89,700
	第８段階	1.50	第８段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	8,625	103,500
	第９段階	1.70	第９段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.65	9,488	113,900
	第10段階	1.90	第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.70	9,775	117,300
	第11段階	2.10	第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	1.80	10,350	124,200
	第12段階	2.30	第12段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	1.85	10,638	127,700
	第13段階	2.40	第13段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 720 万以上 1,000 万円未満の方	2.00	11,500	138,000
			第14段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.25	12,938	155,300

※朱書き：改正案